



市民課からのお知らせ

国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険被保険者証の更新について
佐渡市国民健康保険の保険証は7月末で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証を使用することになります。

新しい保険証は7月下旬に郵送しますので内容等の確認をお願いします。記載事項等の誤りや8月になって保険証が届かない場合は、市役所までご連絡ください。記載事項等の誤りをご自分で訂正したものは使用できません。なお、新しい保険証の色は「ピンク色」です。

⑤ 保険証について
⑥ 保険証は世帯の保険証と一緒に郵

送します。まだ手続きをしていない方は早めに手続きをしてください。

⑥ 保険証について

⑦ 保険証が必要な方は、申請が必要です。現在⑧ 保険証が交付されている方で、8月以降も必要な方は早めに申請をしてください。申請した方には世帯の保険証と一緒に郵送します。

高齢受給者証について

70歳以上の方(老人医療受給者証は除く)に交付されている高齢受給者証は7月末で有効期限が切れますので、8月以降の負担割合を判定した高齢受給者証を保険証と一緒に郵送します。有効期限が経過した保険証および高齢受給者証は、市役所またはお近くの支所・出張所に返還してください。

老人医療受給者の皆さんへ

老人医療受給者には老人保健医療受給者証が交付されていますが、8月以降の負担割合を判定して、その結果、負担割合が変更になる方には、7月下旬に新しい負担割合を表記した受給者証を郵送します。受給者証が届きましたら、今お持ちの受給者証は、市役所またはお近くの支所・出張所に返還してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」更新のご案内

国民健康保険前期高齢者および老人医療受給者で住民税非課税世帯の方が入院する時は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。また、国民健康保険加入者で70歳未満の方が入院する時は、住民税課税世帯・非課税世帯を問わず「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」が必要です。現在交付されている認定証は、7月末で有効期限が切れますので、8月以降も認定証が必要な方は更新の申請をしてください。有効期限が経過した認定証は市役所またはお近くの支所・出張所に返還してください。

老人医療費助成事業(県老)のご案内

市では県単独事業として、65歳から69歳までのひとり暮らし老人、寝たきり老人の方を対象に、老人医療費助成事業(県老)を行っています。助成を受けるには申請が必要です。また、現在助成を受けている方も更新の手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は申請をしてください。

認定された方には後日認定証を交付します。

◇対象者

・65歳から69歳までのひとり暮らし(ひとり暮らし老人)または寝たきりの方(寝たきり老人)
・老人保健、生活保護の適用を受けていない方

・前年の所得金額の合計が125万円以下の方

※ただしひとり暮らし老人の場合、社会保険などの被扶養者になっている方、住居をもらっている方、佐渡市に実子が居住している方、同じ住所に扶養義務者が居住している方は対象外です。

◇助成の範囲

医療機関で支払う一部負担金は、かつた費用の1割となります。また、入院等で1か月の自己負担金が高額になり一定額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。

◇手続きに必要なもの

・健康保険証
・印鑑

・県老受給者証、県老限度額適用認定証(現在助成を受けている方のみ)

・申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)

◆申請手続き・お問い合わせ

市役所 市民課(国保年金係)
☎63-5112
または各支所 市民課

★社会保険庁より皆さまへ大事なお知らせがあります

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい
～ 被保険者・年金受給者の皆様へ～
厚生労働省・社会保険庁

○ この度の年金記録に関する問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

○ 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

- ▶ 平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
- ▶ これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件(平成18年6月)の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。

○ 年金記録問題への新対応策を進めます。

- ▶ 被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。
- ▶ 5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。
- ▶ 社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

- ▶ 社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい
- ▶ お電話でのお問い合わせは、
フリーダイヤル 0120-657830 (24時間、土日対応)
「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(平日8:30~17:15)
- ▶ インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい (<http://www.sia.go.jp>)

定例社会保険事務相談所

年金相談など
お気軽にどうぞ

■トキのむら元気館

(新穂瓜生屋362番地1)
7月18日(水)
受付 午後1時30分～
7月19日(木)
受付 午前9時～11時
8月8日(水)
受付 午後1時30分～
8月9日(木)
受付 午前9時～11時
※お問い合わせは新潟西社会保険事務所までお願いします

【年金だより】

障害基礎年金の受給者の方へ

7月に所得状況届等の提出が必要な方には、新潟西社会保険事務所から用紙が送付されています。同封の案内を参考に必要事項を記入して、7月31日までに市役所本庁、各支所の市民課国民年金担当へ提出してください。

障害基礎年金の支給には所得制限がありますので、平成18年中の所得額が確定されていない方は申告をしていただくことになります。窓口に出していただけの方は年金受給者の印鑑を持参願います。

※所得状況届等の提出がなかったり、期限を過ぎて提出された場合は、年金の支払いが一時差し止めとなる場合がありますので、ご注意ください。



■お問い合わせ
・新潟西社会保険事務所
☎025-225-3001
・市役所 市民課(国保年金係)
☎63-5112
・各支所市民課

